

## 神崎町空家等対策関係業務委託仕様書

### 1 委託業務名

神崎町空家等対策関係業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 業務の目的

本業務は、神崎町内における空き家等の実態把握およびデータベース運用について、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することで効率化を図り、継続的に最新情報を把握できる仕組みを構築することを目的とする。また、専門知識を持つ相談員による空き家相談の総合窓口の設置や所有者と活用希望者のマッチング及び総合プラットフォームを通じた広報を行うことで、空き家の発生抑制、流通、利活用、および除去を促進し、良好な住環境の実現を目指すものである。

### 4 対象となるエリア

神崎町内全域

### 5 業務の内容

本業務は、以下の(1)から(3)の内容を統合的に実施するものとする。

#### (1) 空き家データベースシステム構築

##### 1) 概要

空き家等を効果的に管理し活用することを目指し、受託者は空き家に関するデータをクラウド上に統合して保管するシステムを提供する。このシステムは委託者による使用を前提とし、データベースや調査の進捗管理等をクラウド上で行うことで、DXによる業務効率化、空き家等の一元的な管理及びその有効活用が促進されることを目指す。

##### 2) ソフトウェア付帯事項

①データベースで閲覧できる情報は下記のとおりとする。

表示切り替え	MAP、空き家等一覧
出力機能	CSV（一覧表）、PDF（物件情報）
情報登録機能	関係者の連絡先、活動記録、建物総合評価（A～F）、関連資料接続
検索機能	町名、物件種別、物件番号、現地確認日、連絡先氏名、建物総合評価（A～F）、空き家バンクや売買賃貸物件

②データベースに追加登録できる情報は下記のとおりとする。

所在地	住所、緯度経度
建物	建物種別
日付	現地確認日
写真	空き家等の写真取り込み
備考	当該空き家等に関するコメント等

※委託者が保有している空き家等のデータをデータベースへインポートする業務が発生した際には、委託者と受託者が協議の上、緯度経度情報生成の必要有無、インポート項目、インポート形式等の必要事項を決定し、インポートに係る費用を委託者へ提示する。

### 3) 運用サポート

- ① 受託者は、システムが正常に稼働できるように、ハードウェア・ソフトウェア等の保守対応作業を行うものとする。
- ② 委託者が円滑に運用するため、受託者はサポートを行う。
- ③ 受託者は委託者の求めに応じ、各種報告書類などを提出するものとする。

## (2) 空き家の相談窓口の設置

### 1) 概要

空き家所有者等のための無料の相談窓口（神崎町専用のWEBサイト）を開設し、空き家所有者等から問い合わせがあった場合、迅速に対応できる体制を整える。あわせて、相談やマッチングの経過情報を随時確認できるダッシュボードを提供する。

相談員は、相続、売却、賃貸、管理、解体等、空き家等に関するあらゆる分野に関する相談に応じ、空き家所有者等の問題を整理し、解決の方向性を提示するものとする。また、受託者は相談への対応にあたり、各分野の専門家や協力事業者との連携協力体制を整え、必要に応じて紹介等を行う。なお、専門家や協力事業者の選定にあたっては、神崎町内もしくは都道府県内に拠点を有する者を優先して選定するよう努めるものとする。詳細は委託者と受託者が協議の上決定する。また現地相談会の実施等、基本業務以外の提供に係るサービスについては、委託者と受託者が協議の上、都度見積りを提示し決定する。

### 2) 運用開始時期

運用開始にあたっては、相談窓口専用ページを構築後、動作確認及び操作説明を実施したうえで、運用開始日について委託者と受託者が協議の上決定する。

### 3) 報告書の作成

受託者は、業務完了後速やかに、本業務の対象となった内容等について委託者と協議の上、業務報告書を提出するものとする。

業務報告書は、A4判ファイリング及び電子データとし、それぞれ1部を提出するものとする。なお電子データの形式は、委託者と協議し決定するものとする。

### (3) 空き家の総合プラットフォームの構築

#### 1) 概要

所有者、利活用希望者等が閲覧できる空き家の総合プラットフォームを構築し、神崎町の情報を掲載し、広報を行うことで市場流通を促進するもの。

#### 2) プラットフォーム概要

①WEBサイト閲覧項目は下記のとおりとする。

神崎町の情報ページ	神崎町の象徴的な写真と紹介文
	移住等に関連する各サイトへのリンク
	移住等に役立つ補助金情報の一覧
	移住フェア等のイベント情報
空き家物件ページ	物件写真
	物件の概要
	物件でできる暮らし情報

②情報管理システム項目は下記のとおりとする。

神崎町の情報	神崎町の紹介
	神崎町の特徴
	補助金情報
	関連リンク
空き家物件	物件写真
	物件の概要
	物件の特徴
	物件基本情報

#### 3) 運用サポート

- ① 受託者は、システムが正常に稼働できるように、ハードウェア・ソフトウェア等の保守対応作業を行うものとする。
- ② 委託者が円滑に運用するため、受託者はサポートを行う。
- ③ 受託者は委託者の求めに応じ、各種報告書類などを提出するものとする。

### 6 成果物

本業務における成果物は、(1)から(6)のとおりとする。

- (1) 実施業務工程表 一式 契約締結日から着手前まで
- (2) 相談窓口仕様書 一式 契約締結日から運用開始前まで
- (3) 業務報告書 一式 事業完了後
- (4) 本業務の相談窓口において対象となった相談のうち解決に至った一覧表 事業完了後
- (5) 本業務の相談窓口においての協力事業者等一覧表 事業完了後

(6) その他委託者から指示されたもの

## 7 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、委託者と緊密な連携をとり、迅速かつ効率的に遂行するよう努めること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 履行期間中の業務に関する対応が不備又は未実施の場合は、期間終了後においても、受託者の負担と責任において、その解決にあたるものとする。
- (4) 賃貸借物品に対する動産保険にかかる費用は、受託者の負担とする。
- (5) 物品の搬入及び契約終了後の処分に要する経費は、全て受託者の負担とする。
- (6) 利用料の支払は業務完了後、受託者の交付する請求書により行うものとする。
- (7) 受託者は、期間満了後、再契約又は借上物品の返却を認めるものとする。
- (8) 受託者は、機器の故障、不具合が発生した場合は、早急に対応すること。
- (9) 機器類に契約不適合があった場合は、受託者の責任において対処すること。
- (10) 受託者は、納入時に担当課に対し、取扱説明を実施すること。
- (11) 受託者は、本業務の実施にあたっては、連携する外部協力者を含め、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。
- (12) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することがないこと。また、履行期間終了後も同様とする。
- (13) 契約後、委託者が導入範囲又は委託作業内容を変更する必要がある場合、受託者は協議に応じなければならない。
- (14) 本仕様書に明示していない事項については、別途委託者と協議するものとする。